

普通預金規定（インターネット支店）

「普通預金規定（インターネット支店）」（以下「この規定」といいます。）は、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）で開設される普通預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、当店以外の当行の本支店で開設される普通預金に適用される「普通預金規定（通帳式）」の適用はありません。

1.（預金の取引方法）

この預金は、次の場合に本店と取引を行うことができます。なお、原則として、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

- ①インターネットバンキングの利用による取引の場合
- ②当行所定のキャッシュカード（Visa デビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。）の利用による取引の場合
- ③その他、当行所定の方法による取引の場合

2.（通帳等）

この預金については、通帳・証書等は発行いたしません。当行所定の期間内における残高と入出金明細を当行所定のウェブサイト上に一覧で確認することができる Web 通帳がご利用いただけます。Web 通帳の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。

3.（証券類の受入れ）

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

4.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記録を取り消します。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金は、カードを利用して CD・ATM により現金での払戻しを行うことができます。
- (2) この預金口座は、当行のデビットカード取引システムの決済口座として利用することはできますが、公共料金・クレジット代金等の自動支払いの口座として利用することはできません。

6.（CD・ATM 故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により CD・ATM による取扱いができない場合、または通信障害等によりインターネットバンキングによる取扱いができない場合など、当行がやむをえないものと認める場合には、「あおぞらキャッシュカード規定」の 5. に定める取扱いのほか、当行所定時間内に限り、当行が CD・ATM 故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、本店以外の当行本支店の窓口で届出の印章によりこの預金の払戻しをすることができます。
- (2) 前記(1)によるこの預金の払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出のうえ、当行所定の方法により届出のカードの暗証番号（デビット取引用の暗証番号ではありません。以下「暗証」といいます。）を入力してください。当行が入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認し、かつ払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章もしくは払戻請求書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、または暗証の盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (3) 前記(2)の手続において、当行は、この預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めると

きは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス (Visa デビット) 規定」「振込規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成 25 年 3 月 4 日